

世田谷区公告第41号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づく定款及び事業計画の変更の認可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第11条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供するので、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第1条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画に係るマンションの名称及びその敷地の区域  
給田北住宅  
東京都世田谷区給田三丁目944番1号及び11号
- 2 縦覧の開始の日  
令和8年5月27日
- 3 縦覧の場所  
世田谷区都市整備政策部居住支援課
- 4 縦覧の時間  
午前8時30分から午後5時まで